

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	補助金の手続
局名	子ども家庭局

I. 保育対策総合支援事業費補助金に係る交付申請等

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

「保育対策総合支援事業費補助金」においては、保育士確保対策、小規模保育等の改修等を目的とする 25 の事業を実施している。手續が事業ごと、自治体ごとに異なっているが、特に民間の事業者からの申請に基づくものについては、交付申請及び実績報告の提出を実施している。

② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- ・申請書の統一的な標準様式の活用
- ・交付申請の際に提出している書類の再提出を削減
- ・郵送・メール等での申請の推進により自治体に提出するためには時間を削減（※）により、20%のコスト削減を図る。（2019 年度末）

（※）当該補助金については、各都道府県の自治事務であり各都道府県の規定によるため、メールによる申請書類の提出を含む電子申請利用率を 30%とすることを目標とする。なお、事業主の希望により、電子申請と郵送を併用した場合も電子申請に含むものとする。

政府としては、コスト削減のために、申請書の統一的な標準様式の作成について検討を行い、自治体に提示するとともに、自治体の理解を得ながら、必要書類の郵送・メール等での提出を推進し、1 度提出した書類の再提出を不要とするよう自治体に要請する。

これらの取り組みを実施するに当たっては、

- ・2017 年度中に方針を示すとともに、
- ・2018 年度中に各自治体での検討、補助要綱の改正等を行い、
- ・2019 年度中にコスト削減後の申請を受け付けることとなる。

3 コスト計測

1. 選定理由

保育士宿舎借り上げ支援事業

事業者が自治体に対して申請を行う事業であり、また、実施している自治体が多く、一時的に利用する事業ではなく継続的に実施されることが見込まれることから、保育士宿舎借り上げ支援事業についてコストの測定を行う。

2. コスト計測の方法及び時期

①コスト計測方法

事業を実施している自治体へのヒアリングにより実施する。

②コスト計測の時期

- ・ 2017 年度については、6 月に実施済み。
- ・ 2019 年度に国に対し申請書の提出を求めるタイミングで実施。

③コスト計測の結果

- 保育士宿舎借り上げ支援事業の現状のコスト（複数自治体と保育事業者に対して平成 29 年 6 月時点にヒアリングした結果を基に標準モデルとして作成）

- ①交付申請・・・約 24 時間／件
- ②実績報告・・・約 16 時間／件

II. 母子保健衛生費国庫補助金に係る交付申請等

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

母子保健衛生費国庫補助金によって補助を行っている事業の実施主体はあくまで地方公共団体であり、当該補助金を受けた地方公共団体が任意に当該事業を民間事業者等へ委託する場合が主であり、それに関連した手続については、各地方公共団体において会計規則等により定められている。

例えば、

- ・事業委託契約の締結・更新
- ・事業の実績報告
- ・委託費の請求

等の手続を求めている場合がある。

② 電子化の状況

地方自治体と民間事業者間に発生する手続きにおける電子化の状況については、紙による提出が97%、電子による手続きが3%であり、殆ど電子化は行われていない状況となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

下記の取組により、20%のコスト削減を図るとともに、約30%のオンライン申請利用率を目指す（平成31年度）。

- ・報告様式等を電子化することにより、過去に作成した報告書を引用できるなど、内容の修正等も含めて資料作成の簡略化を行うよう依頼する。（平成31年度末までに約15%の削減見込）
- ・郵送ではなく、メールでの報告書提出を認めることにより、封筒の作成や投函等の処理の簡素化を行うよう依頼する。（平成31年度末までに約5%の削減見込）
- ・地方公共団体における、委託事業に係る報告様式の電子化やメールによる行政手続簡素化の取組など、電子化を行っている好事例を収集する。

なお、当該事務は間接補助金であるため、行政手続の電子化によりコスト削減を図るには、事業の実施主体として手続を定めている地方公共団体の理解・協力が必要となるので、・全国児童福祉主管課長会議等のあらゆる機会を捉えて、上記事例を情報提供する等により手続の軽減について協力を求めることとする。

3 コスト計測

1. 選定理由

妊娠・出産包括支援事業

手続総件数が当該補助金全体の約9割を占めており、その中でも事業実施報告書など、民間委託業者との手続きが多く発生する事業であるため、産後ケア事業における地方公共団体へのコスト削減方針を示すことで、事業者の負担軽減に寄与するものと考えられるため。

2. コスト計測の方法及び時期

①コスト計測の方法

事業者へのヒアリング。

②コスト計測の時期

2017年6月。

- ・ 前回の調査において、事業者にとっては、事業実施報告書（委託料請求書）の作成及び郵送による地方公共団体への提出に多くの時間を要していることが判明したため、今後、報告媒体等の見直しの依頼を地方公共団体に行った後、所定の時期に、再度コスト計測を行う。
- ・ これらの取り組みを実施するに当たっては、
　　2017年度中に方針を示すとともに、
　　2018年度中に各自治体において検討及び事業者との調整等を行い、
　　2019年度中にコスト計測を実施する
こととなる。

③コスト計測の結果

- ・ 事業実施報告書（委託料請求書）の作成 約52.5時間
(利用者一人当たり約45分×年間約70件)
- ・ 事業実施報告書（委託料請求書）の郵送手続き 約5.8時間
(利用者一人当たり約5分×年間約70件)

※平成29年6月に行った自治体へのヒアリング調査結果